

令和2年度宮前区役所向丘出張所機能検討支援業務委託仕様書

1 目的

「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」(平成31年3月策定)において、宮前区役所向丘出張所(以下、「向丘出張所」という。)について、共に支え合う地域づくりとコミュニティ形成を推進する身近な地域の拠点として、地域ニーズや課題を把握・整理し、機能のあり方について検討するとしている。

向丘出張所機能の検討に当たっては、現在の向丘地区の特性を踏まえ、今後想定される少子高齢化、将来人口推計等の状況の変化を見据え、区役所等機能再編実施方針改定版や、宮前区の「希望のシナリオ」実現プロジェクトの取組、地域包括ケアシステム構築に向けた取組とも整合を図りながら、今後の向丘地区のまちづくりの方向性及び出張所に求められる機能や活用のあり方について検討する必要がある。

本委託では、令和3年度に予定している今後の活用に関する方針策定の基礎となる市民意見を、意見交換会(ワークショップ)の手法を用いて把握・整理することを目的とする。

2 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日(水)まで

3 履行場所

宮前区内

4 業務内容

以下の各号の業務について、業務全体の企画立案、事前準備及び当日の運営、報告書等の作成を行う。

(1) 地域へのヒアリング結果等の分析、整合性の確保

(2)及び(3)で実施する意見交換会等の企画立案に反映させるため、令和元年度実施の地域へのヒアリングやオープンワークショップの結果、宮前区の「希望のシナリオ」実現プロジェクトの取組内容、地域包括ケアシステム構築に向けた取組を分析し、整合を図ること。

(2) 意見交換会(ワークショップ)の企画・運営

ア 趣 旨：今後の向丘地区のまちづくり及び向丘出張所に求められる機能や活用のあり方について幅広く市民の意見を把握するため、意見交換の機会を設ける。

イ 回 数：連続した内容で3～4回程度。意見交換会は1回3時間程度とする。

ウ 対 象：宮前区(特に向丘地区)在住、在勤、在学の人(主に公募)。最大40名程度。

エ 留意点：

(ア)意見交換会及び(3)で実施するオープンワークショップを通じた全体のプロセスデザインの作成に当たっては、(1)に留意すること。

(イ)意見交換をする中で市民の率直な意見を引き出せるよう、各回における獲得目標の設定、プログラム構成、ワークショップ形式等を工夫すること。

(ウ) ワークショップにおける1グループの人数は8名以下とし、各グループに1名以上のスタッフを配置すること。

(エ) 事前に必要な打ち合わせを行い、意見交換の基礎となる討議資料等の必要な資料を作成すること。

(オ) 機材や消耗品の調達費、資料印刷代、保育を行う場合の保育ボランティア等への謝礼など業務に必要な経費は受託者の負担とする。

(3) オープンワークショップの企画・運営

ア 趣 旨：宮前区内（向丘地区）で開催されるイベント時にブース等を設置し、向丘地区の今後のまちづくり及び向丘出張所に求められる機能や活用のあり方について、意見交換会出席者以外の市民からも幅広く意見聴取を行う。

イ 回 数：1回程度

ウ 実施時期：意見交換会の実施時期に応じ、適切な時期に実施すること。

エ 留意点：イベントに来場した市民が気軽に立ち寄り意見しやすくなるよう、掲示方法や意見聴取形式等を工夫すること。

(4) 意見交換会参加者募集に係る広報物の作成

ア 趣 旨：意見交換会参加者募集に係るチラシ等の広報物の作成。

イ 回 数：1回

ウ 作成部数：チラシ5,000部、ポスター50部

(5) ニュースレターの作成

ア 趣 旨：意見交換会の開催内容や様子が分かる写真、参加者の主な意見等をまとめたニュースレターを作成する。なお、最終号は意見交換会の最終結果報告を周知するためのものとする。

イ 回 数：2～3回程度

ウ 発行数：5,000部

エ 留意点：意見交換会開催後20日以内に作成すること。また、作成後電子データ(PDFファイル)を提出すること。

(6) 報告書の作成

意見交換会の結果をまとめた報告書作成を行う。作成部数は10部とする。また、作成後電子データを提出すること。

5 その他

(1) 経費の負担

機材や消耗品の調達費、会場借上料、資料印刷代、参加者への謝礼など業務に必要な経費は受託者の負担とする。

(2) 著作権、所有権

成果物等の著作権、所有権等は川崎市に帰属するものとする。また、市は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有することとする。

(3) 瑕疵担保

業務完了検査の結果、成果物に瑕疵が発見された場合は、受託者は、市の指定する期

間内に修正を行い、再度検査を受けること。

(4) その他

この仕様書に定めのない事項、または不明な点がある場合は、川崎市の条例または規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定すること。